

目次

0. はじめに.....	2
1. 検討の背景・目的.....	2
2. 新興国対策の基本的な視点.....	3
(1) 「制度整備」と「実効的運用確保」の両輪からのアプローチ強化.....	4
(2) 「一気通貫対応」の強化.....	4
(3) 「情報収集→情報共有→活動（要請・協力）」サイクルの構築.....	4
(4) 「『協力』と『要請』」アプローチに基づく戦略構築.....	4
(5) 新興国毎の状況に応じたきめ細かなアプローチ.....	5
3. 具体的な活動に向けた示唆.....	5
(1) 主として相手国との関係に関する事項.....	5
①政府間での対話の場の創設又は活用.....	5
②トップダウン方式等多様な政府アプローチの重要性.....	6
③両国の経済産業団体間の協力の推進.....	6
④日本企業にも受益のある手法での現地消費者啓発活動.....	6
(2) 主として日本国内において推進すべき事項.....	7
①新興国対策の官民協力体制の強化.....	7
②国内企業等に対する意識改革.....	7
③弁護士・弁理士等の支援者の連携強化.....	7
④新興国の知財基盤情報整備の推進.....	8
⑤日本のエンフォースメント機関との連携強化.....	8
(3) 欧米諸国や国際的なフォーラムとの連携の観点から推進すべき事項.....	8
4. 検討対象国・地域別の当面の重点と課題.....	9
(1) ASEAN ～情報を集約・活用して早期に戦略的対応を実現する～.....	9
①現状（特徴）.....	9
②今後の焦点.....	9
(2) インド ～一般論としての知財関心国から脱却し具体的アクションを強化する～.....	10
①現状（特徴）.....	10
②今後の焦点.....	10
(3) 中東 ～知財侵害品の経由地・消費地の両面からのアプローチを強化する～.....	10
① 現状（特徴）.....	10
②今後の焦点.....	11
5. 最後に.....	11

0. はじめに

本研究会は、6名の委員を中心としつつ、新興国での知財エンフォースメント経験等を有する民間企業・支援者等有識者、及び政府・政府関係機関等が参加して、2013年10月以降、6回開催された。自由な意見交換を確保するため、委員であるか否かにかかわらず、参加者が自由に意見交換できる柔軟な進め方とした。

また、新興国は多岐にわたるため、今回の研究会では、産業界の関心が高く、知財侵害の被害状況が特徴的な3地域・国（ASEAN・インド・中東）に特化して意見交換を行った。

その意見交換の結果の要旨をまとめたのが、本報告書である。自由な意見交換を重視するという研究会の特性も踏まえ、記載した意見等は、必ずしも委員等の総意という位置づけではないが、今後新興国における知財活動を戦略的に実施する上でも有益な示唆が得られたものと確信している。

1. 検討の背景・目的

今回、新興国の知財エンフォースメント戦略を検討する背景として、（1）経済産業政策全体、及び（2）知的財産政策の両面からの必要性があげられる。

（1）経済産業政策全体からの検討の必要性としては、新興国は、わが国企業の輸出先としても、投資先としても存在感を増しており、今後ますますその傾向は拡大することが予想されることから、例えば、企業アンケート¹では、直接投資先として重視する国・地域は、現在は中国がトップであるが、今後はASEANを重視する企業が非常に多い。また、安倍政権の推進するいわゆる『三本の矢』の一つである「成長戦略」でも、海外の成長を取り込む「国際展開戦略」を進めることとされているが、「世界に経済連携の網を張ること」と「新興国への戦略的な取組」が国際展開戦略の二つの柱とされている。前者については、各国との経済連携協定締結に向けた交渉が引き続き進められ、二国間の協定やTPPなど交渉中のものでも5カ国5地域のもので存在し、個々の協定において知的財産権章が重要な分野の一つとして設けられているが、これらの交渉に対してどのような目的意識をもって臨むかという戦略が必要となっている。後者については、経済産業省の産業構造審議会での議論では、新興国市場に対する戦略的取組について、新興国を①既進出企業の競争力強化を図る中国やASEAN、②有望分野を特定して本格的な現地進出を支援するインドや中東、ロシア、中南米、③成功事例を創出して企業の関心喚起と進出機会を創出し企業を支援していくアフリカの3類型に分けて取り組んでいくこととされ、また、その投資基盤として知的財産制度等のビジネス環境整備が重要であるとの認識が示されている。前述の企業アンケートでも、海外事業活動で問題視してるリスク

¹経済産業省「平成24年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（企業の対外経済活動の実態と国内経済に与える影響にかかる調査・定量分析）」（2013年3月）

なお、この他にも国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告～2013年度海外直接投資アンケート結果（25回）～」（2013年11月）では、中期的有望事業展開国・地域として、インドネシア、インド、タイが上位3ヶ国となっている。

として知的財産制度の未整備・恣意的な運用を挙げる企業が少なくない（ASEAN28.2%、インド28.1%、中東22.8%）。

（2）知的財産政策上も新興国戦略が重要であるとの認識が示されている。すなわち、平成25年6月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」では、今後10年を見据えた目標の一つとして「アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図る」ことが定められ、重点的に取り組むべき施策として、「日本企業が、アジアを始めとする新興国において知的財産権を的確に取得・活用できるよう、（中略）我が国の知的財産制度の更なる浸透を図るとともに、経済連携協定などを活用して、進出先において知的財産権を有効に活用できる環境を整備する」こととされている。

我が国企業の模倣品の被害状況をみても、模倣品は主に中国で製造されているが、これら中国で製造された模倣品の多くは新興国を始めとする各国に流れていると指摘²されており、中国のみでなく流入先の新興国の水際や国内において対策を講じることも重要となってきた。特に、近年では、部品やパーツが製造されている国から商標を付さずに市場国に輸出されて組み立てられる、小売段階の直前で商標が付されパッケージングがなされるなどの、模倣行為の国際分業化に伴い、模倣品製造の源流である国だけでは効果的なエンフォースメントがとりづらくなってきていることも指摘されている。また、新興国における経済発展・製造業の成長を背景に「第二の模倣品製造国化」も懸念される場所である。その点に関し、模倣品等対策においては、これまでも新興国において税関や国内で摘発を行う政府機関の取締官を対象とした知的財産権保護セミナー開催といった知的財産協力活動を実施している。しかし、新興国の基礎情報の不足等もあり、必ずしも戦略的な取組が実現しているとは言いがたい。

このような問題意識から、本研究会は、新興国における知的財産エンフォースメントの円滑化のあり方についてとりまとめ、二国間交渉や協力事業といった政府の施策の参考とすることを目的として開催するものである。

なお、これまで、模倣品・海賊版対策は、主な模倣品等製造・販売国である中国対策を中心に進められてきたところである。他方、近年、中国政府の知財法制度強化や積極的な取締などの努力も続けられているものの、我が国企業の中国模倣品・海賊版による被害が未だ甚大であるという状況に変わりはなく、また、中国で製造された模倣品が、新興国に拡散している状況を踏まえ、中国対策との連携の重要性も念頭に議論された点を付言しておく。

2. 新興国対策の基本的な視点

新興国における知財エンフォースメント戦略を強化するにあたって、「基本原則とすべき視点を以下のように集約した。なお、当該視点は、今回対象とした国・地域（ASEAN、インド、中東）に限定されるものでなく、現状の模倣品等の国際的な知的財産侵害対策全般にも適用され得るものである。

² 「2012年度模倣被害調査報告書」特許庁（2013年3月）によれば、中国で製造された模倣品の70%以上は中国以外の国で販売・提供されている。

(1) 「制度整備」と「実効的運用確保」の両輪からのアプローチ強化

知財侵害へのエンフォースメントは、法令が整備されれば良いという性質のものではなく、それを実効的に運用する組織があってこそ初めて有効に機能するものである。このことが、新興国の知財対策を検討する上での前提ともなるとの認識が共有化された。例えば、中国の法制度は新興国より整備されているが、そのことのみをもって模倣品問題が解決していない現状が証左であるとの指摘もあった。

そのため、新興国に対して「法制度」及び「エンフォースメント機関が運用し易い手続き規定」の整備を促すとともに、「エンフォースメント機関の組織の充実」及び「担当者の人材育成」等を両輪で進めることが、早期問題解決に向けて重要である。

(2) 「一気通貫対応」の強化

「知財の権利化や営業秘密保護を活用した知財の管理」から「権利侵害時のエンフォースメント」まで一気通貫での対応が必要となっているとの多くの指摘があった。日本企業の中には、これまで両者の担当者が分かれているため、必ずしも十分な連携が図られていなかったとの指摘もあった。

実際、新興国においては、例えば、「数多くの意匠権を取得しても侵害者に対する十分なエンフォースメントが可能でなければ権利取得費用が無駄になりかねない」、「冒認商標や冒認意匠がある場合には、正当な権利者が権利行使しようとしても、正当な権限なく悪意をもって第三者が取得した知財権を無効としつつ係争する必要がある」、「技術流出を避ける方法で管理することで、係争を未然に防止することができる」等の事象が顕著となっている。そのため、一気通貫の重要性を再度強調する必要がある。

また、現在、模倣品等の主たる製造国が中国であり、グローバルに拡散していることに鑑みれば、模倣品等の仕出国側での対策、すなわち、中国における対策との一貫性を確保するとともに双方における対策を連動させる、地域的な一気通貫の視点も重要であるとの指摘もあった。

(3) 「情報収集→情報共有→活動（要請・協力）」サイクルの構築

新興国は、「相手国政府の制度やその運用」及び「日本企業が実務の中で抱える法制度やその運用に関する課題や係争経験」の両面に関する情報の共有のあり方について多くの指摘もあった。そのため、①情報を収集し、②これを整理（スクリーニング）・共有した上で、③政府や民間の活動につなげていくサイクルの構築が必要である。

そのようなメカニズムを構築し、継続的に情報をブラッシュアップすべく、関係者間で協力する必要がある。

仮に大企業であっても、新興国全てに、知財部員を配置することは困難である。その点に鑑みても、限られた日本のリソースから得られた情報を効率的に活用し、政府や日本企業の新たな活動や成果に結びつけることが重要である。

(4) 『協力』と『要請』アプローチに基づく戦略構築

日本企業及び政府がこれまで注力して取り組んできた、中国模倣品対策の経験を活か

すことが重要であるとの指摘もあった。具体的には、中国政府との対話の場の設定すら困難であった時代に、特に有効であったアプローチが、単に相手国政府に問題解決を要請するのではなく、一緒に協力するという姿勢を示すこと、いわゆる「協力と要請」アプローチである。これにより中国政府機関との関係構築が進展した。

特に新興国との関係では、現在、模倣品等の主たる製造国が中国であることに鑑みれば、これらの模倣品等に悩まされているものとしての新興国側の利益（①消費者保護、②直接投資の促進、③国内産業の健全な成長など）と、日本権利者の利益の確保というWin-Winの説明も可能であり、協力を前面に出しつつ、法制度整備やその運用強化の要請を行うとのアプローチは極めて重要である。

特に、経済発展途上にある新興国に対するこのアプローチの実効性をより高めるため、換言すれば、日本権利者の利益確保という成果をより確実に得るためには、それに見合う新興国側へのメリットの提供について、従来よりも幅広い視点・多様な手法により実践出来ることが理想的である。その為には知財という限定された範囲のみならず、幅広い分野で、日本政府と企業が新興国に対してどんな協力出来るかを総合的に検討する必要がある。両者が共に、模倣品・海賊版問題を知財問題として知財部門だけで推し進めるのではなく、産業育成の全体の問題として推し進めるという姿勢・アプローチが重要になるであろう。

（５）新興国毎の状況に応じたきめ細かなアプローチ

ASEAN 諸国を含めた新興国の働きかけに際しては、「知的財産政策に関する基本方針」や「知的財産政策ビジョン」等に示された方針との整合性に留意しつつ、必要に応じた働きかけの修正が重要との指摘もあった。

今回検討した ASEAN、インド、中東のみをみても、その制度・運用等は多種多様である。さらに言えば、ASEAN 域内においても、バラバラであることが、係争経験企業から紹介されたところである。そのため、一律的なアプローチでは不十分であり、各国の知財侵害品の状況（種類・流通）、法制度・組織の状況、日本政府の方針や政府関係各機関の活動状況を、総合的に勘案して適時適切な対策を検討することが必要となる。

3. 具体的な活動に向けた示唆

今後、新興国の対策を強化するにあたっての活動についても、具体的かつより有効な提案がなされた。これを、「（１）主として相手国との関係に関する事項」と「（２）主として日本国内において推進すべき事項」、「（３）欧米諸国や国際的なフォーラムとの連携の観点から推進すべき事項」とに大別し、以下列挙する。

（１）主として相手国との関係に関する事項

①政府間での対話の場の創設又は活用

政府間での知財対話を強化すべきとの指摘がなされた。知財保護強化を新興国政府に自らの問題として取り組むよう働きかけるときには、取組強化が対内投資促進や国内産業振興につながることを一般論から一歩踏み込んで実証的に説明していくことが

望ましいとの意見があったほか、我が国の模倣品製造国から脱却した経験をインプットすることが有用であるとの意見もあった。

現在でも新興国との間では、既存の政府間対話の場（経済・投資関係、EPA/FTAに基づくもの）等が存在する。そうした場を活用し、今後、1)経済・投資全般を検討する場を最大限活用し、投資促進や経済発展の基盤としての知財の重要性を強調することが重要である。加えて、2)知財問題は専門的であること、エンフォースメント機関が多岐にわたること等に鑑み、知財専門家による会合の場の構築や活用が重要である。これらを有機的に組み合わせて、新興国政府の認識を高める必要がある。

② トップダウン方式等多様な政府アプローチの重要性

新興国の中には、トップダウンで問題解決を図ることが、有効であるとの指摘があった。

新興国の早期アクションを求めるためには、特に法令整備や組織整備等の面では新興国政府幹部に問題意識をインプットし、トップダウン方式で具体的アクションを求めることが重要である。しかし、実効性のあるエンフォースメントを確保する観点からは、並行して摘発担当者のスキルアップを図る必要もある。いずれにせよ、多様なアプローチを駆使して、新興国政府の知財問題に関する認知度を高めることが重要である。

③ 両国の経済産業団体間の協力の推進

知財のエンフォースメント強化は、外国企業・外資系企業のみならず、新興国の国内産業の健全な発展にとっても有益であることはいうまでもない。そのため、インドのように一定の規模の経済団体が存する場合には、民間団体間での協力が有効であるとの指摘がなされた。

新興国においても自国産業界からの要望は重視され、制度整備等の実現可能性が高まる。そのため、経済産業団体間の協力アプローチも模索すべきである。

④ 日本企業にも受益のある手法での現地消費者啓発活動

新興国においては知財侵害を強調するより、製品安全等を強調する方が、模倣品を消費者が購入しないよう促すことができるとの紹介があった。これを受け、個々の企業レベルではなく、日本企業がもっと受益する方法での消費者活動が必要との指摘がなされた。

模倣品問題の抜本的解決を目指すためには、消費者意識を改善することが不可欠である。しかし、それを外国政府・企業が行うことには、反発や限界も想定されるため、更なる工夫が必要である。

なお、品質が劣ることによる製品安全面からの指摘は、模倣品の品質が向上した段階に達した場合には通用しないため、知的財産権侵害が投資促進や技術移転を阻害しているとの点を強調すべきとの指摘もあった点にも留意すべきである。

(2) 主として日本国内において推進すべき事項

①新興国対策の官民協力体制の強化

新興国対策については、中国対策と異なり官民協力体制が十分ではないとの指摘もあった。

確かに、各地域・国別にみると業種横断的な関心が高まっていないことも事実であり、中期的に考えても市場規模や市場特性を勘案すると業種横断的な広い裾野を有する動きとなることは想定しえない。そのため、各地域・国レベルで、上記2.(3)に掲げた「情報収集→情報共有→活動(要請・協力)」サイクルの構築や情報拠点の整備が重要である。拠点整備に関しては、国内及び海外それぞれに設けることが有効であり、その際の国内拠点としてはIIPPF(国際知的財産保護フォーラム)の活用が有効との提案もあった。

なお、新興国でのエンフォースメントは、治安や企業の安全上の視点からの問題があるとの指摘も少なくないため、このような点を含めて政府が個別の案件を支援する重要性も指摘された。

②国内企業等に対する意識改革

国内企業において新興国市場で係争する意識を醸成することの重要性が指摘された。また、正規品の需要を増加させることでのみ、模倣品の供給を減らすことができるとの理念の下で、新興国対策に積極的に取り組んでいる企業もある。また、新興国政府から積極的な対応を引き出すためには、模倣品を市場から駆逐することだけを要請するのではなく、新興国の需要に対応するべく、具体的な日本からの投資案件等を組み合わせること等も有効な対策となり得ることを認識すべきであるとの指摘もなされた。

このような積極的に取り組んでいる企業のベストプラクティス等も紹介しつつ、政府も積極的に参加した形で、国内での意識啓発強化のためのセミナー活動の充実等を図ることが重要である。

③弁護士・弁理士等の支援者の連携強化

日本企業が新興国での対策を強化する際のネックの一つは、日本において海外進出を意図する企業を支援する体制が不十分であるとの指摘も多かった。

特に中小企業が新興国で対策を講じようとする場合には、日本国内外に拘わらず、日本語が話せて日本企業の考え方や意思決定プロセスを熟知した支援者が存在し相談できることが重要である。また、今後、新興国に対して、要請や協力を強化するにあたっては、民間企業の被害状況や要望を、相手国の法制度や運用の具体的改善内容に置き換えていくこと、すなわち漠然としたニーズを、知財の専門的な制度要請に適切に翻訳すること、が重要である。そのような際に、知財の知見を有する日本語によるコミュニケーションに長けた弁護士や弁理士の支援が必要であり、今後主たるプレイヤーとして活動できるよう国内関係者の育成及びこれらとの連携強化を図る必要がある。

また、企業の海外進出の際には、前述のとおり「一気通貫」で知財活動することが重要であり、進出先国で権利取得する際に知財エンフォースメントまで一気通貫で見

通せるよう、権利取得をサポートする弁護士や弁理士にも知財エンフォースメントに関する情報を入手できる環境を整えることが有用ではないかとの指摘もあった。このことから、これら支援者とも一気通貫アプローチなどについて意識共有を図る必要がある。

④新興国の知財基盤情報整備の推進

中東ではアラビア語、ASEAN 各国でも各国現地語の問題などから最新の関係法令等の情報収集が困難で得られにくい、また、様々な主体の提供している情報や活動に関する情報が存在はしているものの容易に検索・収集できるような状況となっていないといった指摘があった。また、新興国において知財エンフォースメントに活用可能な現地代理人の情報が十分でない点は、各国・地域共通の課題であるとの指摘があった。

そのため、新興国で係争を実施しようとする企業に対して、その基盤となる法令情報や代理人情報を整備し共有化を目指していくことが重要であり、これを推進していく必要がある。

⑤日本のエンフォースメント機関との連携強化

新興国のエンフォースメント職員の知財侵害に関する知識・経験、模倣品の危険性等に関する知識・経験が少ないことが、エンフォースメントの実効性の向上の障害であるとの指摘がなされた。また、これを改善していくためには、日本のエンフォースメントの知見・経験を普及していくことが重要であり、その観点から刑事・民事・水際差止にかかる日本のエンフォースメント機関との協力強化が必要との指摘もなされた。

今後、新興国との協力活動の展開にあたっては、日本のエンフォースメント機関との一層の協力を図るべきである。

(3) 欧米諸国や国際的なフォーラムとの連携の観点から推進すべき事項

①欧米諸国との連携

欧米諸国との連携の観点からは、これまで、米国商工会議所及びビジネスヨーロッパと我が国の業種横断的な集まりである国際知的財産保護フォーラムとが共同して偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の早期締結に向けた宣言を発出するなどの活動を行ってきており、新興国対策においても、主に中南米対策で経験・知見を有する米国産業界、また、主に中東・アフリカ対策で経験・知見を有する欧州産業界、また主に ASEAN 対策に先行的な取組を行っている我が国産業界など特色もあることから情報交換することは意義深く、政府間及び民間団体間のそれぞれで相互に連携していくことが重要との指摘があった。

②国際的なフォーラムにおけるプレゼンス発揮

模倣品等問題では、世界税関機構（WCO）や国際刑事警察機構（INTERPOL）及び世界知的所有権機関（WIPO）の3国際機関と、民間団体である国際商工会議所（ICC）、国際商標協会（INTA）等が参画している世界模倣品・海賊版撲

減会議など国際的なフォーラムも存在しており、このような場で、日本から、被害がなお発生していることから更なる取組強化が必要との問題意識を継続して表明していくことが、問題発生国の更なる取組強化につながり、また、歴史的に模倣品等製造国として問題視されていた我が国が克服のために取り組んだ諸施策に関する経験は、対策強化が必要な国々にとっても有用であることから、国際フォーラムで我が方から貢献できる点であるとの指摘もあった。

4. 検討対象国・地域別の当面の重点と課題

今回検討対象とした ASEAN、インド、中東についてみると、現状や課題についてそれぞれの特徴が存することが再確認された。その相違は、相手国の制度・組織の問題、知財侵害品の現状（種類・流通）、日本側の関心や体制の問題等多岐にわたる。

その相違も勘案し、短期的な活動の焦点を、参考までに記載する³。

なお、これら3国・地域の対策については、現状のビジネス進出の先行度合いや関心度合いなどから ASEAN の優先順位が高いとする意見が多くみられた。ASEAN においては、後述のとおり、他の国・地域に先駆けて戦略的な対応を実現することが可能であると考えられるが、優先順位を厳格・固定的なものとするというより、それぞれの地域に必要な取組みを順次着手することを並行させることも可能であろう。

(1) ASEAN ～情報を集約・活用して早期に戦略的対応を実現する～

①現状（特徴）

他の新興国と比べた際の特徴として、「国数が多く、それに伴って多くの制度や組織が存在する一方で、多くの日本人には現地語の能力が不足していることから、情報収集や把握が困難である」、「対策を講じる際に必要な情報が散在し、情報のレベルや鮮度がまちまちである」、「エンフォースメント経験を有する企業もあるが一部に集中しており、日本企業間ですら情報が共有されていない」、「一人の担当者が複数国を担当していたり本社担当者が遠隔で担当しているなどカバーは薄く広くなりがちで人的リソース面で限界がある」、「現地拠点と日本側との間で情報格差が発生したり、意思疎通が不十分となることがある」、「知財関係機関や団体による支援活動や研修、招聘、訪問団派遣等も活発であるが、その情報や結果が共有されていない」等の特性がみられる。

他方で、海外では「東南アジア知財ネットワーク（2012.3 発足）」、国内では「IIPPF ASEAN WG（2009.7 発足）」という、情報集約の基盤となる拠点を有している。

②今後の焦点

以上の状況に鑑みれば、「既存情報の集約・活用」に焦点をあてた活動を強化することで、他の国・地域に先駆けて、戦略的な対応を実現することが可能となると思われる。

そのため、短期的には以下の活動に焦点をあてることが重要である。

³ なお、各地域における活動の焦点は、各地域における特徴や課題に対応して必要なものであり、他の地域にとって有用なものとは重複する場合もある。

- a) 他国・地域のモデルとなる日本企業や支援機関からの「情報収集→情報共有→活動（要請・協力）」サイクルを構築すること
- b) 各国の制度等の基礎情報を集約し整備すること
- c) 政府、JICA、JETRO 等の支援機関の各種施策の相互連携を図ること

研究会では、情報共有のあり方として、ポータルサイトから関係機関や団体などにリンクを貼るなど緩やかな結合体での実施の可能性が指摘された。

(2) インド

～一般論としての知財関心国から脱却し今後のビジネス展開への万全の備えを整えるステージへ～

①現状（特徴）

知財エンフォースメントを考える上でのインドの特徴としては、まず、インドの今後の経済成長予測などを背景に知財エンフォースメントへの関心は一定水準に達しているものの、知財活動は権利取得などが中心で実際に水際差止や刑事摘発で模倣品対策を実施している企業は少なく実例が蓄積していないというのが現状である。またマドリッドプロトコル加盟など制度整備も進む中、それらの動向や現地調査会社等の現地情報ニーズも高まりつつあるが、現地支援体制も進み現地情報の収集も円滑になってきている。さらに、インドでは、産業界の模倣品等問題に関する問題意識は高く調査分析やシンポジウム開催などの取組も進んでいることが特徴として挙げられる。

②今後の焦点

今後のインド知財エンフォースメントについては、関心を有する新興国の一つとしてのインドから脱却し、今後の市場成長やビジネス展開を見据えて知財エンフォースメントのための備えを具体的に進めていくことに注力してはどうか。たとえば、インド知的財産制度では権利取得段階での審査長期化や冒認出願対策の長期化などが指摘されており、これら権利取得段階から権利行使まで一気通貫で手当てしていくことや、水際差止や市場摘発などの経験を産業界全体として蓄積し共有していくこと、さらに、インド国内の事業者団体とも連携しながら当局に対する要請や協力を進めていくことが重要である。

(3) 中東 ～知財侵害品の経由地・消費地の両面からのアプローチを強化する～

① 現状（特徴）

中東地域は、中国で製造された模倣品が流入する消費地であるとともに、アフリカ諸国などへの模倣品流通の中継港となっているところに大きな特徴がある。また、一部の国では半完成品で輸入された模倣品が市場で完成品に加工されている例も出てきている。こうした現状から中国からの模倣品流入段階での差止めや市場摘発などの対策が重要であるが、知財エンフォースメントの現状は水際差止が十分に機能していなかったり、フリートレードゾーンでの加工行為への対策方法が不明であったり、また、市場摘発についても進捗や結果の透明性が低い、罰則が軽く抑止力が弱いなど課題も

多い。また、アラビア文字という言語の問題や、政情不安や治安問題といった中東特有の要素も知財エンフォースメントに影響している。さらに、UAEでは、模倣品を税関で発見したにも拘わらずそれを発送元の国へ送り返したり、第三国へ送ってしまったりする実態があるとの情報もある。この背景には、模倣品を廃棄処分するキャパシティーがかけているという事情もあり、模倣品の取締強化のためには廃棄能力向上も併せて解決が望まれるなど、知的財産制度を超えた課題も存在している。

②今後の焦点

このような特徴に鑑みると、今後も知財侵害品の経由地・消費地の両面からのアプローチを強化していくことに焦点を当て、水際差止の実効性向上やフリートレードゾーンでの加工行為などへの対策の模索、市場摘発の円滑化や抑止力強化に注力していくことが必要である。模倣品の多くが中国で製造されて流入してくるグローバルな動きに着目して、中国からの輸出段階で、アラビア文字商標の模倣品を実効的・効率的に差止めるという中東市場から模倣品を減らすための中国対策という観点も重要である。

5. 最後に

本報告書は、あくまでも現段階の情報に基づき集約したものに過ぎず、今後、新興国知財エンフォースメントを一層発展させていくべきたたき台との位置づけである。

しかし、ここで示した方向性については、

- a) 議論に参加いただいた政府機関、支援機関、及び民間企業等のみならず、広く新興国の知財問題の関係者の今後の具体的な活動に活用いただくこと、
- b) 可能なものから順次アクションを講じていくこと、
- c) また、本報告書は、あくまでも現段階で把握できた情報をベースに検討したものにすぎないため、更に関係者での議論を活性化する際の参考として使用すること等を期待している。

例えば、今回対象とした国・地域においても、継続的な検討や、具体的な戦略を構築していくことが望まれる。また、今回対象としなかった国や地域、例えば、ロシア、中南米、アフリカにおいても、(基本的な視点には大きな差異はないと考えるものの、)産業界の関心度等も聴取した上で、今後具体的な戦略を検討することも重要であると思われる。

いずれにせよ、知財侵害問題に関する新興国対策は、緒についたばかりである。今後、オールジャパンでの取組みを、本格的に推進していく必要があることを最後に強調しておきたい。

以上

※敬称略／五十音順

[委員]

植嶋 卓巳 独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部長

小野寺良文 日本弁護士連合会知的財産センター委員（森・濱田松本法律事務所
弁護士）

久慈 直登 日本知的財産協会専務理事

熊倉 禎男 中村合同特許法律事務所弁護士

仲村 隆蔵 一般社団法人発明推進協会広域大学知的財産アドバイザー
（金沢工業大学客員教授）

山岡 寛和 独立行政法人日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部長

[事務局]

経済産業省製造産業局模倣品対策室

野村総合研究所

1. 第1回研究会議事要旨

日時：平成25年10月10日（木）15時00分～17時30分

場所：経済産業省第3特別会議室

【議事要旨】

1. 新興国における知的財産エンフォースメントについて（総論）

（新興国アプローチ）

- 中国対応を始めた当初は、真正面から取締強化を要請した。その後、権利者としてできることを協力するという「協力と要請」というアプローチで一定の成果をあげてきた。
- もっぱら権利者の利益の問題である権利侵害と、公衆の誤認混同や安全などの被害が発生する模倣品や悪質な誤認品とは区別して考えるのがよいのではないかと。相手国へ取締りを要請しやすいかどうか、相手国の関心の度合いも異なるだろう。
- 中国発の新興国市場で発見される模倣品は最近単純なマークの模倣でなく技術模倣のものも出てきている。そのため、中国での摘発を逃れ、世界中に拡散しており、これらにどう対応するか検討が必要。

（日本側・新興国側の状況）

- 国際協力機構（JICA）では、特許庁と連携して東南アジア諸国における権利出願システム整備などについて国際協力を実施。対東南アジアでは制度整備や人材育成などで実績を積んで信頼関係も構築されているが、インドの場合はこの種の技術協力について政府ベースの協力要請がなされる可能性は非常に低く、違いがある。
- 日本知的財産協会では、アジア戦略プロジェクトを設けて模倣品対策などについて活動している。新興国についてもWGを設けてミッション派遣などの取組を行っている。
- 日本貿易振興機構（JETRO）では、政府や産業界と連携して新興国政府に対してビジネス環境整備を要請。相手国政府も自国への投資を望んでいるのでwin-winの視点が持てるだろう。また、最近経済産業省や特許庁とASEAN知財ネットワークについての検討を開始。

2. インドにおける模倣品対策の課題

（日本企業の被害状況や模倣品対策）

- インドで実際に模倣品対策を実施している企業は少なく、実例が蓄積していない。
 - ・1件1件の費用対効果が悪いので対策をためらう企業もあるだろう。まずは権利取得といってもその費用負担が厳しい状況。対策へのモチベーションをどう持たせるか。潜在的な関心を有する日本企業に対して「模倣品を許さない」という意識啓発も重要。
- インドはビジネス上も重要な市場であり、知財部門でも特別な取扱いをしている。模倣品については中国で製造した部品をインド国内で組み立てているという構造。対策は刑事が中心。インドで相手にしている模倣品製造・販売事業者は小規模事業者で、民事訴訟の相手になるような事業者ではないため。多数の小規模の製造事業者へ組み立ての指図をしている“手配師”がいるようだが、

なかなかつかまらない。

- 対策で困っていることは、摘発・押収までは報告がくるが、その後刑事裁判がどうなったか、進展・結論が分からない。時間がかかっているだけなのかも不明であり、スピードアップと情報の適切な公開を望む。
 - ・摘発後、押収された模倣品の処理がどのようになっているかもよく分からない。
- 冒認商標出願が中国に次いで多い。結論においては主張が認められているが、審理に時間がかかる(異議提起から受理まで、相手方の自発取り下げから決定までなど)。審査で落としてくれるとよいというものまで公告がされる。新規案件から順に処理しているとの印象もある。
- 税関登録はまだ登録していない。理由は、差止め含めた手続きに対応する自社体制が整っていないことと、評判がまちまちである(全く差止めがない、真正品が全て止まるなど)ため。
 - ・税関登録している企業は10社に満たないのではないか。先日もシステムがダウンするなど運用に問題があるようだ。
- 被害が発覚して警告してから訴訟提起まで期間があくと、裁判所から“緊急性の低い案件”とみなされ、訴訟プロセスが進まなくなるということがあつた。

(インド模倣品関連法制度)

- 意匠権に関する審判制度が無く、実際のエンフォースメントも件数が少なく、遅れている印象。
- 意匠侵害については、刑法の条文も活用できるようだ。
- 外国周知商標の保護(トランス・ボーダー・レピュテーション)が最高裁判決で認められており、周知性の証明などで柔軟に対応してもらえる可能性がある。ウェブ上の電子情報も証拠能力ありとされることもあり、活用を検討すべき。
- インドには中国等で生産・組み立てられた模倣品が流入している。税関手続き上製造地など追跡が可能な情報を入手できるようにするなど、インドへの模倣品流入に対して根源的な対応がとれるようにできないか。

(関係者の状況:インド政府)

- 政府の模倣品対策への取り組み姿勢についても、政府高官レベルでは非常に意欲的・積極的であっても、現場は消極的・保守的で、かなりの温度差があることも少なくない。
- 政府間ベースでの(知財エンフォースメントに関する)対話の場をつくることが重要ではないか。

(関係者の状況:現地の調査会社等支援者、インド産業界)

- 調査会社をはじめとする模倣品対策に係る現地の支援者の状況については、今後調査が必要。大手の調査会社は十指に余るほどである。法律事務所が個人調査員を雇っているといった特徴的な状況もある。インドは国土が広大で言語も多様であり、地域慣習等にも詳しい調査員が必要。市場調査の成果などに大きく影響する。
- JETROの現地事務所に知財担当者が配置されたことで以前に比べ情報が格段に入るようになった。現地情報の収集と共有は極めて重要。
- インドの産業界も模倣品対策が盛ん。これらと連携・協調することは一つの方策でないか。
 - ・セミナーなどに参加し、日本が模倣品を問題視し、模倣品対策に意欲があることをアピールすることも重要ではないか。10月下旬のCII開催のセミナーにはJIPAも講師として参加。

- ・FICCI、CII、ASSOCHAMなどの業界団体は政府とのチャネルも有しているので、協力の枠組み作りを考える価値があるのではないか。
- ・これらの産業団体に政府にアピールしてもらうことに加え、日本の産業界独自の取り組みを拡大していくことが、存在感を埋没させず、二重・三重のアピールになる。内容も、インド産業界と協調したものとするだけで日本だけが言っているということだけでなく重く受け止めてもらえるのではないか。

2. 第2回研究会議事要旨

日時：平成25年11月11日（月）15時00分～17時00分

場所：経済産業省第3特別会議室

【議事要旨】

1. ASEANにおける模倣品対策の課題

（日本企業の被害状況や対策の現状）

○ASEANの模倣品問題は、被害実態の把握がされていない企業が多いが、多くは中国からの流入のようだ。また現地当局の当事者意識が希薄で、「困っているのが日本企業で、模倣品は中国から来ているのだから、中国に働きかけをしたらいいでしょう」となる。

○企業担当者は、ASEANの各国別の担当者がいるわけではなく、東南アジアと大洋州で担当者1名といった状況。しかも、プレイヤーの数も少数に限られている。このような背景から、情報共有・協働のため、2012年3月に「東南アジア知財ネットワーク」をJETROバンコクを事務局として立ち上げた。

○中国系二輪車が市場の3割を超え、模倣車が多数流通しているため、JAMAでは現地二輪車工業会（MDPPA：日系4社と台湾系1社で構成）と協働してロビー活動（訪問先：知的財産庁、投資委員会、税関、司法省、国家警察）を実施。

（ASEAN模倣品関連法制度）

○法制度の課題としては、ASEAN全体ではマドリッドプロトコルへの加盟促進を望んでいる。各国別の課題については別紙参照。

○ASEAN各国では、法制度整備に課題がある国も多いが、単純に「未整備」を「整備」とすれば終わり、ではなく、整備後の運用・実効性も重要。制度導入と実効性確保をセットで働きかける必要がある。

（模倣品対策一貫通貫による対策の必要性）

○大企業であっても、一社では模倣品対策に限界がある状況になりつつある。例えば、中小企業など進出企業も増えてきており、知財が自社のみだけでは管理できなくなっており技術情報等が流出して模倣品が作りやすくなったりしてしまうようなこともある。権利化から、営業秘密を含む知財の管理、模倣品対策まで一貫通貫で対策が必要になってきている。

○模倣品対策は、企業の中でも同じ人が長期間にわたって対応しているイメージである。よい部分もあるが、逆に言うと、“彼らに任せておけばよい”という風潮になりがち。知財や模倣品対策を担当している人は専門性志向が強く、出願担当は出願のみと非常に近視眼的な狭い視野で捉えがちだが、出願などと絡んだものとして模倣品問題が存在している。より幅広い関心を集めるために、例えば企業の営業秘密の保護なども含む知的財産全体の問題に絡めて議論すれば、参加者の数は増えるだろう。

（体制整備・情報共有の必要性）

○JETRO、JICA、JIIPAなどがそれぞれに活動をしているので、それぞれの模倣品対策スケジュールを共有することが重要。

○普段の業務の中では、いろいろな課題を耳にするのだが、いざ、「ではどのような課題を、誰が言っているのか？」ということになると、すぐに出てこないこともあり、データベース化の重要性を感じる。

- ベトナムのように通達が次々にでてくるような国もある。迅速な情報提供方法も課題の一つ。○大企業であれば持っている情報も、模倣品対策予算が少ない企業ではあまり保有していない。特にASEANは、国の数も多く、制度も運用も様々であることから、情報が細分化されて薄くなってしまうため、情報共有は重要。中国では模倣品対策のノウハウも共有できてきているが、ASEANはまだそのレベルには達していない。弁護士会などでも十分な情報を持っていない。情報共有の重要性を感じる。情報の整理などについては日弁連でも協力したい。
- 提案として、①ニーズ収集・一元化・取捨選択により課題を特定して、②各国政府に働きかけるとともに(働きかけの場を確保)、③課題解決に向けた協力を行う(予算の確保、合目的な協力とすることが必要)というサイクルを確立する方向がよいのではないか。「サブ」のみならず「ロジ」の戦略も重要。働きかけと協力の二本柱はこれまで対中で築いてきたアプローチと同様であるが、違いとしては、限られた官民のリソースを互いに有効に活用する、ということ。課題要請協力表を作成し、いつ頃どう実行していくかという工程表とともに関係者間で共有してはどうか。
- ・情報共有のルートがない。IIPPFもこのような機能を果たしているとはいいづらく、機能拡大が必要ではないか。たとえば、IIPPFには様々な機関、情報も集まっているので、海外での知的財産権戦略について、権利取得からエンフォースメントまで一気通貫に、また、知財の種類も営業秘密など含めたものとして捉えるなど、そろそろ拡大して新たな役割を担うべき時期になったのではないか。また、政府・民間企業・各種団体などのそれぞれの活動をまとめるべきではないか。
 - ・既存の情報の活用が不十分。これまで、模倣品発見場所・代理人費用・対応などについてヒアリング調査を行って侵害DBとしてとりまとめ、法制度情報などとともにウェブ上で提供している。また、相談事例を基にQ&Aも公表しているが、今ひとつ活用されていない。また各省でもウェブサイトがあるがアピール不足。ニセモノ相談ネットワークにも参加しているが、情報交換がメインで、それ自体で何か活動するということはない。以前、ニセモノ相談ネットワークで弁護士、弁理士が待機して無料電話相談ホットラインやったことがあるが、相談が無くて肩透かしだった。活用に向けたアピールを考えることも重要である。
 - ・制度面での改善の働きかけは、政府間の対話でないと難しい。米国のスーパー301条のように強力な手段を持たない我が国としてはお願いベースでしかやれないのが難しいところ。また、民間も情報共有から一歩踏み込んだ方法が必要だが妙手がない。出口戦略については知恵を絞ることが必要。
 - ・工程表の実施すべき事項については、全て一遍にというのは難しいので、優先順位付けができるとうい。一つ一つは大変重要なものと納得できるが、何からやっていくかが重要。様々な主体により実施されている知的財産でのキャパビリティは屋上屋・重複したものというよりは、パーツパーツとなっている。お互いにやるべきことを意識しながら進めていくこと、お互いの情報を共有することが重要。
 - ・ASEAN地域でJICAでは長年にわたり現地で技術協力事業を行っている。先週もインドネシアへ法務省とともに法整備分野のニーズ確認調査を行ったところ、最高裁から知財分野のトレーニングを行って欲しいとの要請があった。ミャンマーでは現在、知財庁向けキャパシティビルディング事業がスタートしている。様々な事業を行っているため、また別途これらについてはご紹介したいが、協力事業を紹介するフォーカルポイントがあるとよいのではないか。
 - ・収集し集約した情報を基に相手国に法制度導入を要請したり、協力を行う際には、弁護士や弁理士の専門家の専門的な知見をより積極的に活用できるのではないか
- (政府機関との良好な関係の構築)

- 政府機関に手柄を立ててもらうことが大事である。政府機関にも、取締等に係る年間計画などがあり、例えばある ASEAN の国では、12 月頃から、摘発実績の評価を気にし始める。このようなタイミングで、レスポンス良く、積極的に協力すると、喜ばれて摘発も熱心にも実施してもらえる。但し、このように政府機関の取締スケジュールを把握したり、協力関係を築くためには、普段からの態度・姿勢が重要である。
- 日本は米国のようにスペシャル301条を活用したようなアプローチは困難。各国制度に応じた働きかけを検討すべき。
- ベトナムへ出向き、実務家と会議を行うとともに政府機関も訪問してきた。裁判官のトレーニングを WIPO 太平洋知財センターが実施しているようであり、日本でトレーニングを受けたという人もいた。このような日本に招いた研修により人的関係を構築することが重要。

(ASEAN の民間団体との協働)

- 相手国産業界との協働は重要。JIPA でも ASEAN ミッションを何度も実施しているが、地元民間団体は情報交換するというレベルに達していないので今後、さらなる成長を待ちたい。このようなことから、ミッションでは政府機関等を訪問しているのが現状。
- ASEANにも民間の集まりとして知財協会ができたが、現在では代理人の集まりとなってしまっているのが実情。ASEAN にはインドのFICCIのようなしっかりした産業界の組織がないことが問題。2015 年の ASEAN 経済圏統合もあることから、ASEAN の産業界を引き込むことが大事。

(消費者啓発)

- 消費者に対する模倣品問題に係る啓発は定量的な評価が難しい。
- 啓発活動の狙い・要所は主に 2 つある。1 つは、特許でエンフォースメントしたときに『日本企業が自分たちの利益や市場支配のために、現地企業を排斥しようとしている』という誤解や不買運動などが起こるのではないかと非常に心配した。このようなことにならないように、普段から、知財エンフォースメント・模倣品対策は、品質問題をはじめお客様のためであるということを手厚く実施している。もう 1 つは、摘発等の執行機関が『模倣品取り締まりは意味がない』とサボタージュしないように、権利の所在などを明らかにすることである。
- 大企業が、大きな領域で、大きな予算をもって対応することで効果が出る側面があるが、大企業のように予算が捻出できないところには難しい。
- JETRO や JICA が大きな動きとして啓発活動を行ってくれるのはよいことであるが、あまり一般的でも困る。全体的に漠然とした啓蒙活動をしても日本企業の被害が減るという具体的な効果につながらない。個別の企業商品など、特定性が高い方が効果的な啓蒙活動になる。模倣品業者に「日本製品の模倣をすると怖い」と思わせるような啓発活動を実施することが期待される。

プレゼンテーションで示されたASEAN各国の模倣品被害・知財制度の特徴と課題

	模倣品被害の状況や知財制度の特徴	課題
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 多くの模倣品・海賊版が存在。海賊版は市中にあふれており、模倣品については特許、意匠侵害が巧妙化。 国家知的財産エンフォースメントセンター設置するも、実効性は疑問。 刑事摘発は特許侵害でも可能。 米国は刑事訴追の困難性や捜査情報の漏洩などを指摘。 EU委とは知財対話スキームが毎年開催されており、EUからは化粧品等のリフィル違法化、家主責任の明確化などを要望。 	<ul style="list-style-type: none"> 意匠の権利期間が短く登録に時間がかかるため、意匠での権利行使がしにくい。意匠権利期間の延長(現状:出願から10年)や早期(優先)審査制度の確立(既に意匠権早期審査の上申書を提出するも進展のない案件がある)が必要。 不正競争法がなく、誤認混同行為や虚偽表示行為は保護されないが、形態模倣は保護されない。 税関摘発は有効に機能しているが、税関規則に著作権・商標権以外の知財保護についての規定がない。 侵害に対する刑罰が軽く、抑止力がない。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品、海賊版は多分野に及ぶが、島嶼という地理的な条件のため困難性高い。 中国模倣品はジャカルタの他地方都市の港から税関を通過して国内に流入。 知財総局に捜査局を設置し一定の成果。 日尼EPAに部分意匠制度など改善条項多々あるが未整備。 刑事摘発は特許・意匠侵害も対応可能。 EU委は執行能力不足、登録手続き不透明などの問題を指摘。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関差止めの活性化(現状ほとんど機能していない。立法面でも関税法の知財侵害品差止めの施行規則がと裁判所による輸入差止め規則が制定されたが、運用が依然十分なされていない。) 意匠権利期間の延長(現状:出願から10年)
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> 知財法改正により著作権・エンフォースメント関係の規定見直し。 知財庁が最新IPAシステムを導入。 EU委は執行機関の能力不足や不十分な罰則などを指摘。 アメリカとの関係で政府の知財保護の意識は高いため、講演・セミナー・ロビー活動等の形で働きかけを行うことは有効。 知的財産庁による行政救済は迅速な決定と公正な判断を得られる可能性あり、活用するのの一策。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事・民事訴訟は個々の決定に異議申立が可能のため堂々巡りで長期化することから使いにくい。知財訴訟の迅速化・適正化が必要(運用面で、判決までの期間の短縮が望まれ、また、明らかに不当な圧力が掛かった判決もあり監視が必要)
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 模倣の手口は非常に悪質化・巧妙化しているため、末端の小売の摘発だけでなく、上流の製造・流通構造を解明したことが重要。 複数の執行当局が混在(商工省市場管理局、科学技術省監査部、経済警察、税関) ベトナム商標保護・偽造防止協会が存在。 行政処罰によりスピーディな対応が可能。 侵害部位の除去・廃棄がなされ実効性高い。 外観模倣品・技術模倣品も摘発対象。 行政摘発等の直接的な権利行使とともに真贋判定セミナーや啓発活動を展開すると効果的。 米国は海賊版ソフトウェアや違法ダウンロード等の横行、執行のための催促不備を指摘。 EU委は複数存在する執行機関の混乱と連携不足、担当官の能力不足などを指摘。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政摘発の厳罰化(運用面で再犯者への刑事制裁を進めて欲しい)

	模倣品被害の状況や知財制度の特徴	課題
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> 中国公表では模倣品仕向地として米国に次ぎ2位。ゲートウェイとなっているのではないか。 民事訴訟は時間・費用・工数の面で多大な負担が権利者にかかる。知財裁判所が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関登録制度なし。 知財訴訟の迅速化・適正化(再三の開廷延長やキャンセルなどあり。判決までの期間の短縮)
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品・海賊版は多分野にお寄り中国からの流入が特に多く、ベトナムなど近隣国への経由地となっている。 IP Inspection Committeeなど行政が積極的に動いてくれる。Official Assemblyを開催し、行政当局が摘発するのが一般的。意匠侵害も対応可。 	<ul style="list-style-type: none"> 知財保護環境の改善(法律事務所が少なく、国際レベルでのサービスが受けられない)
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> 外観模倣車が多数中国より流入している。ある案件では中国重慶で製造、トラックで陸送されていた。 汚職が横行し、賄賂により脱税可能で、輸入に伴う手続きも不要となると言われる。 法制度の整備状況を注視し、登記権利で権利行使したい。 	<ul style="list-style-type: none"> TRIPS履行期限が2013年6月より2021年まで延期。現在、著作権法のみ存在。WIPOの支援などを受けつつ知財法整備を図る。商標権については登記法で登録しているが、登記簿の統一データはない。
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> 海賊版・模倣品が市場にあふれている様子。 国家知的財産委員会設置、知財分野における行動計画の策定。 税関摘発は侵害品の船積情報が入手できれば実施可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗、専門性の欠如などで執行機関、司法機関への信頼性低い。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品・海賊版は国内は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> FTZでの積み替えの対応(税関登録制度なし) 「Fast Track」「Slow Track」選択は今次改正で廃止予定。
ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> 直近1, 2年で法制度整備が進んでいる。 車のスペアパーツの模倣品や海賊版などが見受けられる。 米国スペシャル301条の監視国から卒業(2013,5)(著作権執行制度整備・刑事事件化など評価) 	

3. 第3回研究会議事要旨

日時：平成25年12月25日（水）15時00分～17時00分

場所：経済産業省第2特別会議室

【議事要旨】

1. 中東における模倣品対策の課題

（日本企業の被害状況や対策の現状）

- JP0 調査では、中国発の模倣品の3.8%が中東へ流入。自社の模倣被害は中国が圧倒的に多い（85%）が、次いで8%が中東で発生。中東地域で自社の模倣品が出ているのは主に家電分野。全体では建設機械関連部品、電動工具、家電製品であり異なる。国別ではサウジアラビア、UAE、イラクの順。対策としては、商標登録、税関登録、セミナーやロビー活動、市場調査・取締り、一般消費者啓発活動など。サウジアラビアやUAEでは一定の対策ができています。イラクでの対策もしているが、刑事訴訟で敗訴するなど苦勞が多い。
- ・現状は商標権での対応が中心であるが、模倣品製造・流通事業者も、商標を外して、デザイン類似するものを出してきているため、掃除機などデザインが特殊な製品については意匠権の活用も検討している。特許・意匠権は権利がないと対応できないのでまずは意匠を登録することが必要だが、コストとの兼ね合いになる。
- ・「模倣品対策の広告宣伝キャンペーン」のポイントは集中と継続である。2012年1月～2013年1月の間に、4回計4週間、全国紙2紙、クルド人自治区の新聞紙1紙に、毎日どこかの紙面に必ず掲載。また真正品をどこで購入できるかがわかる工夫をした。模倣品需要を減らせば真正品の需要が増える。また、一般消費者への啓発は、裁判時の心証がよくなる。
- ・中東での模倣品対策の課題と考えているのは、①治安問題、②異なる言語問題、③ドバイの自由貿易港、④審査手続きの遅延など各局の対応が芳しくない、⑤模倣品取締りの法制度やシステムが不十分、⑥取締官の知識・経験の欠如、⑦国民の知財保護への意識が低い、⑧強い民族主義意識といったこと。
- 模倣被害はスパークプラグで発生しており、デッドコピー、商標権侵害、パッケージデザイン模倣、品番の盗用など態様は様々。模倣品対策は中国に重点を置いているが、中東にかなり流れていることもあり注力している。UAEの被害件数が多いが、代理人の立地によるもので他国で模倣品がないというわけではない。対策の中心は水際差止と摘発。税関が機能しているのは中国くらいで、中東の水際で模倣品はなかなか止まらない。また、同じコストをかけても中国での押収数の1/10くらいの押収しかなくコストパフォーマンスが低いことや、代理人費用が高い・コストに見合った仕事をしてくれる代理人が見つからないところが難点。
- ・ハウスマーク、パッケージデザイン、品番を商標出願している。通常は、品番は数字とアルファベットの羅列なので識別力は無く、商標登録が認められないことが多いが、スパークプラグの場合は、世界の大手企業は独自の品番体系で付番し、品番でどの会社の製品かがわかるような状況になっているため、品番を商標登録してエンフォースメントに活用している。一部の国では（著名性があり識別力を有する場合には）商標登録が可能。品番の商標登録はどこでも認められるものではない。中国でも法改正の下では認められないだろう。今後はこのような戦略は難しくなるだろうと考えられる。

(中国対策と中東対策の位置づけ)

- ・ 自社では、模倣品は、中東では家電が多く、中国は建設機械部品が中心のため、対策も同じ考え方では難しい。中国の製造拠点を摘発しても、小ロットで非効率的である。調査では見つかっても、摘発時にはなくなっていることもある。このようなことから、そもそも需要があるから供給があるとの考え方で、下流の対策をとることで模倣品を減らそうと考えるようになった。中東における消費者啓発に力を入れていき、中国では水際対策に力を入れたい。
- ・ 自社では、商標権での対応のみで、特許権や意匠権での権利行使は経験がない。中東では特許権の出願はない。中東は製造拠点はなく、マーケット対応なので、特許出願はせず、今後も商標を中心に対策していくことになると思われる。
- ・ 中国における中東対策ということで考えると、アラビア語の商標を中国税関でも登録している。しかし、アラビア語は図形としてしか認識されないため、フォントや文字サイズを変えると違うものになってしまう。
- ・ 中国税関では、中東向け輸出は、文字の問題で、実際になかなか止めてもらえなかったり、一時的に止めてもらっても、リリースされてしまうこともあった。アラビア語の商標に対する認知度を上げていく活動はしなくてはならない。

(各国政府への取締り強化を働きかける際のアプローチのあり方等)

- 模倣品の品質レベルが上がってきている印象がある。品質問題に知財問題を絡めてしまっ「品質が上がれば OK」などと誤解されては(中期的に模倣品対策を行う上で)問題がある。「品質が悪い模倣品を放置しておく」と問題がある」ことを模倣品対策の理由・目的にすべきではなく、「模倣品は知財制度の商標・意匠を侵害しているので良くない」という整理にしておく必要がある。伝統的な工具や機械類は最早、日本製品と遜色ないレベルにある。世界でブランドとして認知されているのは日本企業の製品なので、日本製品に近付けた外見などで販売されることが多い中で、この先模倣品問題を豊かでない国でどう対応していくのかということの問題になる。中東をはじめとする新興国等に対し、日本政府・企業が“模倣品対策にもっと力を入れてほしい”と要求するだけでは不足している。知的財産権の権利行使だけではなく、その国でサービスを提供しますということがセットでなければならない。
- ・ 中東訪問団でも先方政府から「模倣品問題を解決することにより、より積極的な投資を望む」、「直接顔が見える、販売店を通さない形で進出してほしい」との発言もあった。
- ・ 中東の場合には言語の壁が大きい。法令などの情報を広く日本企業に提供することが重要。
- ・ 民事訴訟を行う場合に、報復等のリスクもある。このような面を含め、個別の事案において、政府のサポート等が期待される。

(水際での差止措置について)

- ・ フリートレードゾーンでの組立てなどの模倣行為への対策は法的問題は精査中であるが、ドバイで摘発が機能しているのはドラゴンマートのみで、フリートレードゾーンでマークをつけるなど模倣行為が巧妙化しているのが問題となっている。
- ・ 税関からの情報提供については、例えばサウジアラビアでは基本的に情報開示が厳しく、イスラムの国なので写真をなかなか撮らせてもらえない。摘発現場の写真は得られるが、廃棄

現場の写真の入手は難しいのが現状。その理由は、“廃棄時には複数企業の模倣品を同時に実施するため”とされている。ドバイでは、模倣品対策の認識にかい離があり、日本人は廃棄まで模倣品処分を含めて考えるが、中東では摘発までで権利者の関与は終わり、摘発した以上は模倣品は国のもので外部から処分についてとやかく言われる筋合いはないという認識のようである。

(UAE の法制度整備の動向：差止物品の積戻し等)

- ・ UAE が検討中の新法は「水際で差し止められた模倣品は積出し港に送り返す」といった問題の規定も多々ある。パブリックコメントの手続きはなく、確認したところ、政府機関からの提出でなければとのことであった。
- ・ 欧米諸国から多くクレームが寄せられたこともあり、UAE は、委員会を立ち上げて再審議中。IIPPF でも意見を文書で送るべく準備中。原案のままでの成立はないのではないかと。
- ・ 「模倣品を積み出し港に送り返す」との規定の背景は、UAE は模倣品の処分能力がないことのような。模倣品取締りを強化しても、大量に押収した模倣品を廃棄できないので、送り返すことを想定していたようである。
- ・ 日本も 10 年くらい前までは模倣品の積戻しをしていた。法律上廃棄が規定されるまでに、輸入者に自主放棄させ権利者が費用負担して廃棄を行うなどの段階を経て、現状の当局費用負担による廃棄にたどりついた。中東でも廃棄コストをだれが負担するのかなどについての日本の経験も関係機関からアドバイスしながら働きかけていくことが必要。

(警察などの取締官の育成のあり方について)

- ・ 中東ではエンフォースメントの中でも刑事が非常に重要なようだが、日本からの訪問団に経済産業省や外務省だけではなく警察庁などカウンターパートの役所も参加して、先方との協力（人材育成・指導等）を実施してはどうか。
- ・ ASEAN での真贋判定セミナーでは、新たに日本の税関の参画を試みている。また、中国広東省公安庁招へいでは警察庁の担当者と交流をアレンジ、インドでは日本の知財高裁の元裁判官を講師にと裁判官向けセミナーを実施予定。カウンターパートの担当者同士であると議論が盛り上がるし、対象国の満足度も高い。これらの日本の取締当局を巻き込んだ協力事業を進めていくことが必要かもしれない。
- ・ タイ訪問時にも、日本で研修を受けた経験のある現地の検察官から、若い検察官にも同様の機会を与えてほしいとの声があった。今後はぜひ、いろいろな方面で進めていかれることを期待したい。
- ・ 国際協力をしていて効果があるのは実際に仕事をしている人たち同士がひざを突き合わせてやることだと認識している。ピア・アシスタント・アプローチと呼んでいる。警察、弁護士、裁判官などを広く巻き込んで、JICA として協力をしていきたい。しかし、各行政機関は所掌分野があり、関心が異なっている。現状では、中東まで行くことに対して、警察庁のプライオリティは高くないのではないかと。政府全体としてのモチベーションが課題ではないかと。

(中東における代理人事務所の状況)

- ・ 中東では 7、8 社使っている事務所があるが、事務所というより個人に着目した選定も多い。

イラクで利用できる代理人事務所は治安の問題などからごく限られており、費用も欧米並みに高額である。

- ・多くの日本企業が使っているような代理人事務所がある。中東だと、中東から北アフリカをカバーするような代理人事務所もある。他社からの紹介や担当者の移籍などが選定理由。

4. 第4回研究会議事要旨

日時：平成26年2月5日（水）14時30分～17時00分

場所：経済産業省 第2特別会議室

【議事要旨】

1. インド地域における知的財産エンフォースメントについて（出口戦略）

（インドにおける模倣品対策）

- ・自社の模倣品対策の中心は中国対策であるが、これからはインドや ASEAN、ロシアなどの対策も強化する必要があると考えている。こうした新興国には是非とも中南米も加えていただきたい。自社の模倣品の製造はもっぱら中国で、これが全世界へ拡散しているため、中国の水際で止めることが重要。税関差止は市場に流入後に個別に対応するよりも効率的。真贋判定セミナーはブランドの知名度を上げるためにも大変有用で、セミナー後に差止めが増加することがわかっているため、今後も継続して欲しい。
- ・インドでは広範な地域で模倣品が発生しており、偏りなどはみられない。水際で止められず市場に入ってしまうと対策がとりづらいが、店舗摘発（刑事）も「発見すれば随時」でありあまり効率的ではないが重要エリアから実施。新聞記事にしてもらい、営業マンが取引先に PR したり、摘発エリアにある他店舗に注意喚起を行っている。最近、自社では扱っていない商品に自社ブランドがついているものが発見された。
- ・税関登録も 2011 年に行った。特に登録手続きなどで不都合はなかった。実績は、年に 2 件程度。類似商標も差止められ、評価している。差止から廃棄まで 1、2 年かかる。廃棄・保管はマンパワー含めコスト負担は大きい。発見時に画像を提供してほしい。税関や警察から得られる情報は他国にはないようなキチンとしたものと評価。しかし、輸入者の情報などはあまり有用でないことがある。インドでも一度住所地まで行って見たがボロボロの倉庫で実際のキーパーソンではないようだった。
- ・競合社による知財侵害案件も発生している。相手の対応によっては長期化することを懸念。
- ・ファッションアイテムとしてバリエーションが多いという商品特性から意匠権の出願・活用は対策の中心ではない。インドでも一応出願しているものもあるが、使い勝手が良いかはまだ研究していない。

（権利取得からエンフォースメントまで一貫通貫の対策）

- ・メンバー企業などに調査をしたことはないが、自社の案件をみると、審査遅延などで権利取得ができていないもので模倣品が出ているものもあり、一貫通貫の対策は重要。

（水際差止の課題など）

- ・インドでも中国から流入してくる模倣品対策がメインになる。残念ながら税関は登録件数、差止件数が統計データを出しておらず、実際にどういうところで差止が行われているのかは不明。税関は把握はしているようで、現在、500 件ほど登録されているとのこと。日本企業の登録件数はわからない。

（刑事手続きの課題など）

- ・警察が動いてくれないことがあると聞くと、日頃から警察と連絡を取っている調査会社を通じるとうまくいくこともあるようだ。警察官のキャパも限られており、デリーでも模倣

品担当は11名ということだった。代理人選びが重要であり、インド IPG メンバーにアンケートを行うなどして事例を集めていきたい。

- ・途上国向けの人材育成事業では汚職のない世界を作ろうと取り組んでいるが、実際の企業の実務上は逆に作用することもあるだろうか。
- ・企業としては、贈賄はしないというきっぱりとした態度で臨めばよい。業績評価のポイントを押さえるなどして信頼関係を権利者として築いていけるだろう。

(インドにおけるインターネット上の模倣品売買への対応)

- ・そもそもインターネット上で流通している商品に対するエンフォースメントは、在庫を持たないことが多いため、小売店に対するエンフォースメントより効率が悪く、押さえようとしたことはない。e-Bay などの大手の 29 サイトを 20 カ国で監視しており、インドでも行っているが、特にインドの汚染度が高いという印象は持っていない。B

(団体におけるインド政府への働きかけや現地民間団体との連携など)

- ・インドへの進出状況をみると、JIPA 会員企業へのアンケートによれば、2 年前と大きな変化はみられず、進出しているが 20 社に対して進出していないが 50 社。インドでの知財活用・保護状況についても出願強化や他社知財調査がメイン。活動がないというところも多い。
- ・JIPA では、アジア戦略 PJ に 3 つの WG の一つとして、東南アジア・インド WG (メンバー 7 社) を設置。2011 年以降訪印団を派遣している。改善要望内容は、特許では、特許実施報告書の簡略化、情報開示義務の簡略化、強制実施権の廃止、非発明条項の廃止など。また、商標では、長期未審査案件の審査迅速化、異議申立手続き審理の迅速化、刑事罰の強化、外国著名商標の保護、模倣品の対策における他機関との連携の強化。意匠では、損害賠償額の上限の撤廃・引き上げ、インターネット上の公報検索システム導入、新規性例外規定の拡充など。
- ・JIPA では、FICCI (インド商工会議所連合会) と、特許実施報告書に関する意見交換会や人材育成プログラムの情報共有などの交流を進めている。また昨年 10 月には CII (インド工業連盟) 主催の模倣品海賊版対策コンファランスに参加したが、欧米の企業や政府の存在感が強いと感じている。JIPA では、インド民間団体と知財課題の共有を行い、日本企業だけでなくインド現地企業でも課題があることを提言に反映させることが重要と考えている。インド政府の情報などは民間企業が入手するのは限界があるため、JETRO など政府関係機関の人員は貴重であり、また、JETRO 主催の真贋判定セミナーも大変ありがたい。

2. 中東地域における知的財産エンフォースメントについて (出口戦略)

(中東における模倣品対策)

- ・自社では、新興国事業における知財部門の貢献が競争力強化に不可欠であると認識。商標権・意匠権の領域では、ブランド価値の向上・価格競争力向上を目的に、独占排他でコーポレートアイデンティティ (オリジナリティ) 確立するというのが新興国模倣対策のゴールと考えている。模倣品による事業・社会への影響としては、①自社ブランド価値の毀損、信用失墜、②自社事業発展の阻害 (販売機会逸失)、③粗悪な模倣品による事故 (不安全事故や品質問題) などが考えられ、したがって模倣品は決して放置してはならないとの方針。
- ・模倣品対策を地域的にみると中国がその大半であるが、次いで中近東が多い。事業の海外

展開加速により、新興国の模倣対策相談が増加しており、被害を受ける商品も多様化している。中国製造の模倣品の国内向けは30%弱と言われており、残りは世界中に拡散していることを考えると中国以外の対策が不可欠と考えている。

- ・中東は消費地との位置づけ。中東における模倣品の規模感は、東南アジア等と比較しても決して軽視できるものではない。対策は、①法的対策（取締りや訴訟など）、②商品・営業上の対策、③基盤整備（法制度・運用等）を3本柱として、「多様な手法で抑止力を発揮して市場から模倣品を排除すること」をゴールとして取り組んでいる
- ・法的対策の重点商品は、トナーやインクフィルム、重点対策国は売上上位国である UAE、サウジ、イラン。手法は、出口を締めるということで税関差止や行政機関による卸・小売りへの取締りをとっており、警察は極力回避することとしている。税関登録は UAE のみ。他の大国に公的な税関登録制度がないため。差止件数は僅少で成果が薄いと認識している。（「中東における意匠権の活用があるか」との質問に対して）意匠権は中東で積極的に出願しているわけではない。特許庁での登録に UAE でもサウジでも非常に時間がかかり、登録されたときにはエンフォースメントの意義すらなくなっていることもある。
- ・商品・営業上の対策としては、トナー等の箱にホログラム貼付けやリーフレットでの訴求、ブランドの本体への刻印（一部の高単価の商品の新モデル）などを行っている。基盤整備としては、真贋判定セミナーや IIPPF 中東 WG への参画などを行っている。

（中東知財エンフォースメントの課題）

- ・中東知財に関して継続して問題となっているのは、ドバイ税関は中国からの模倣品中継ハブとなっているが、摘発量が少なく、摘発後の関連情報開示が不十分であること、UAE 連邦経済省では輸出国へ積み戻しする条文のある新法の動き、輸入した模倣品の半完成品を市場で完成させていることなどが挙げられる。特に二つ目は、模倣品を通過させる国での対策であり、新たな課題であろう。
- ・中東知財エンフォースメントの課題を、中国との対比でみると、基盤が脆弱で困難であること。すなわち、税関差止が機能しない国がある、制度・運用に関するタイムリーな動向把握が難しい、取締現場や押収品の写真や処罰書の入手が難しく透明性が低いといったこと。過去の IIPPF 訪問時に、当局担当者から「消費者にとって危険な商品でなければ問題ないのではないか」「本物の価格が高すぎるのが問題ではないか」といった発言もあり、知財権に関する認識がそもそも低いところも問題。また、モデルケースでみると、罰金額が低く、抑止力に疑問もある。
- ・自社の中東対策の今後の方向性としては、たとえば、税関での疑義物品発見率が低い点については、個社努力としては真贋判定セミナーなどを行いつつ、官民・業界レベルではロビイングで税関リスク管理システムの有効活用を共同で検討していくこと、また、取締り後の再犯問題については、個社としては多様な手法で抑止しつつ、厳罰化による抑止力強化を働きかけていくことなどが考えられる。自社の構えとしては、個社の自助努力で取締り等を推進するとともに、制度・基盤改善については IIPPF 等、官民一体・業界でロビイングなどを推進していく考えであるが、特に後者は新興国には不可欠。

（新興国における積極的な消費者・政府向け PR や働きかけのあり方）

- ・実効性を考える際に、新興国消費者・当局に依然として問題のある認識がある（例：真正品が高すぎるせいで模倣品がある、危険なもの以外は問題ない）。その中で模倣品対策を行

- わなくてはならないとなると、消費者向けに分かりやすい、模倣品を使うことにより生じる害悪を誇張するほどに PR しないといけないのではないか。
- ・ 消費者向け啓発事業は、たとえばインドでは民間団体の FICCI がセミナーなどを実施しており、このようなやり方は考えられるだろう。ただし、消費者向け啓発事業は、砂漠に水をまくようなもので実効性や波及効果が乏しい。当局向けの対策の方が効果があるのではないかと思われる。
 - ・ メキシコなどの中南米の例であるが、米国商工会議所がどこにもある。欧州の会社も会員になって模倣の取り締まりの根本のところの、現地知財担当の教育に力を入れている。米国商工会議所が消費者向けセミナーなども開催するインフラがある。そこで JIPA も団体として取り組んではどうかという提案を受けた。このような仕組みがあるとよいのではないか。
 - ・ 今後、行政を含めてどのような方向で何をやっていたら良いのかという議論をしなくてはならない。インド、中東も、模倣品対策に対すると消費者から国のリーダーまで認知度が低い。これを変える努力が必要。インドは日本と政治的に重要な国ということで ODA という梃子もあるが、中東はこの梃子の効果が期待しにくいかもしれない。IIPPF で 10 年間中国対策をやってきたことが出口戦略の基礎になるはず。インド、中東で今後の方向性を示していく。企業は行政に何を期待しているのかについても議論が必要であろう。
 - ・ (IIPPF としての働きかけについての意見について) IIPPF の枠組みで中東への取組もサポートしてもらっているが、政府当局への働きかけは相手があることなので難しいことも多く、「取扱量が多い中で、逐一チェックには対応できない」と難色を示されるのが通常である。また、模倣品の廃棄処理能力も取締に力を注げない反論として使われる。廃棄処理には環境問題なども関連し、知財権で働きかけても、そこから問題は波及していく。派生した問題についてまで企業の知財で対応することは正直難しいので、最適な役割分担や進め方を検討いただいて、知財のお願いをしたのに、別のところで反撃されたというようなことが無いようにすべき。
 - ・ 政府からの問題提起も重要ではないか。米国 USTR のスーパー 301 条レポートでの監視国リストに挙げられている国は知財保護へのプレッシャーとして受け取り、歴史的にみると韓国などは模倣品が減っていったということもある。

5. 第5回研究会議事要旨

日時：平成26年2月12日（水）15時00分～17時00分

場所：経済産業省 第1特別会議室

【議事要旨】

ASEAN 地域における知的財産エンフォースメントについて（出口戦略）

（ASEAN における模倣品被害や対策の状況）

- ・ 自社の扱うスポーツ用具では、中国、ASEAN で当該スポーツの人気が高いこともあり、これらの地域で模倣品が氾濫。中国でのビジネスも伸びており、自社がトップシェアであるが、2位企業は自社のマークをつけた模倣品業者といった状況。正規品の製造が台湾から中国へシフトするにつれて、模倣品の製造も中国が中心となった。
- ・ 外形は作りやすい商品ということもあり、外観は酷似しているが品質の悪いものが多い。ユーザーは外観が同じであり安いから買うという状況である。金型も必要で、模倣品を作るにも技術力が必要であり、自社としても絶え間ない技術開発で常に先を行く技術で差別化を図る努力をしている。最近では正規品と価格差の少ない模倣品も出ており、特にインターネットでは品物を確認できないので、ユーザーがそれと分からず模倣品を買ってしまうことが増えている。マレーシアなどでは消費者の収入も向上し、高くても本物が欲しいという消費者が多いようで、模倣品を販売していた業者には「ニセモノは売れません」という広告を出させているが、これが正規品のみを売ることを消費者に認識させる結果になり、売上が上がっているようである。ベトナムでも自社の商品でも品質のよい高価格帯のものの売上がよいようだ。
- ・ ASEAN 地域でのインターネットにおける模倣品取引については、中国のサイトから直接に購入者（消費者等）に模倣品が送付されてしまう。小口化しているため、エンフォースメントが難しくなっている。税関で差し止めてもらうのが最も望ましい。
- ・ これまでの模倣品対策もあり、現在では模倣品は徐々に減少しているが、ASEAN へ模倣品製造がシフトすることが予想され、ASEAN での摘発強化などの対策を進めている。ベトナムでは、競技場の周りに小売店が建ち並んでおり、模倣品がこれらで売られている状況。経済警察による摘発を行っている。また、真贋判定セミナーの後、市場監督局の自主摘発があり、積極性がうかがえる。ベトナムではアパレル産業の成長もあり、アパレル分野での模倣品製造業者が出てくるのではないかと懸念しているところ。インドネシアでは卸売市場を警察が摘発した案件で取材がきて、ニュースで取り上げられた。マレーシアでは、空港の手荷物が差し止められたこともある。また、MDTCC のブランドバスケットを登録しており、離島などでも摘発をしてくれている。そのほか、ブルネイやタイ、フィリピンなどでも真贋判定セミナーや取締機関との意見交換などを行っているところ。今後、法制度整備や保護レベル強化についての政府への働きかけや能力向上のための協力が必要（各国の知財環境や保護強化に向けた提案は別紙参照）。
- ・ 法制度整備に関する政府への働きかけについては欧米企業等と一緒に働きかけるような仕組みも重要。大きなショッピングモールの運営者に関する「大家責任」については欧米がずっと主張している。タイの事例であるが、EABC（欧州アセアンビジネスセンター）が毎

年ポジションペーパーを出し、大家問題を指摘している。このような団体と連携して働きかけを継続していくことが必要である。

(法制度整備や人材育成にかかる協力の現状や今後の課題など)

- ・ 開発途上国が世界経済の成長を牽引していると同時に、これら地域と隣接・重複して脆弱国があり、成長のリスク要因となっている。政府開発援助の実施にあたっては係る近況を踏まえる必要がある。JICA は政府開発援助の実施機関であり、「世界を元気にし、日本も元気になる援助」という考えの下、①平和を構築する援助、②市場が拡大する援助（知財はこれに関するもの）、③知識を高める援助、④友情の輪を広げる援助の4つをバランスよく行うこととしている。協力の手段は、①技術協力、②有償資金協力、③無償資金協力、④青年海外協力隊派遣、⑤緊急援助隊の派遣などがある。技術協力の形態としては、①研修員受け入れ、②個別専門家派遣、③技術協力プロジェクトがある。
- ・ 知財分野の JICA 協力は、これまで、①知的財産権制度の知識向上や②審査能力の強化が主たるものであったが、直近は③知財の活用促進や④執行・取締能力強化を目的としたものも実施。ASEAN 各国への技術協力も 90 年代以降実施してきており、現在も、ミャンマー知財庁設立支援や、エンフォースメント強化に軸をおいたベトナム・インドネシア向けプロジェクトを実施している。ベトナムでは、相手国側取りまとめ機関である NOIP のエンフォースメントに対するインセンティブが必ずしも高くないこと、ベトナムの取締機関が多岐にわたり日本と体制が異なること、日本側から警察庁の参画がないことなど難しさを認識。インドネシアは、法執行のための制度整備の遅れなど運用レベルが十分に機能していない。また国家 IPR タスクフォースなど議論の場もあるものの、各省庁の抱える問題をどう解決するかといった建設的な議論にまで発展していないのが現状であり、知財保護による国内経済への貢献を実現しインドネシア側のインセンティブを高めることが重要であると認識。
(各国での技術協力の状況は別紙 2 参照)
- ・ 知財エンフォースメント協力の課題としては、まず、知財エンフォースメントの重要性の共有が挙げられる。新興国が抱える開発の課題は多様であり、貧困人口が一定程度存在するなど様々な開発課題に直面する中で、知財エンフォースメント強化は必ずしも優先順位を高く位置づけられないこともある。このため、知財保護強化が自国の発展に貢献するということを実証に基づき説明すべき。また、知財制度整備や審査能力強化に関する協力は対応する省庁の一対一の関係で行われるが、執行・取締能力強化のための協力は多対多の関係となり、国内の複数の関係機関の協力を得ることが不可欠。さらに、基本的な法制度の整備状況に応じた国別アプローチも必要。また、知財エンフォースメントは他の先進国や国際援助機関も関心のある分野であり、日本だけで何かをするのではなく、ドナー間の連携を確保しつつ開発政策借款のアジェンダに乗せていくことも一案。またエンフォースメント強化に向けた環境整備として、基本的な法制度整備や税関能力向上といった知財エンフォースメントに関連する他の事業との密接な連携や、開発政策借款とのリンケージ(開発政策借款が要請された際に知財エンフォースメント強化を改革項目に盛り込むなど)、知財保護を通じた開発インパクトについての調査・研究による相手国政府の理解促進を進めることも必要。経済産業省はじめ関係機関においても調査・研究を検討いただけるとありがたい。これまでの法制度整備に関する支援により、JICA は裁判所などともネットワーク

を有しており、昨年インドネシアの最高裁判所から知財に関する判事向けの教育を要望されることもあった。また、これまでの税関分野の協力により構築された各国税関とのパイプを活用することも可能。

- ・ JICA の法制度整備支援では大学教授などを講師として取り組まれているが、精緻に作ろうとしてスピードが遅いという声も聞かれる。一方で、例えば中国などではエンフォースメントに係る法律など必要なものがひとまず整備されるということもあるようだが、法体系を基礎から積み上げていくというより、必要な法律から先に整備するという動きは ASEAN 諸国ではあるのか？
- ・ 非常に精緻に一条ずつ積み上げて作ることもあるため、企業のスピードに合わないという批判があることは認識している。積み上げではなく、必要なものを先に取り組むことも検討している。国の事情に応じてアプローチを変えるべきで、基本から積み上げるというアプローチが常に取られるわけではない。
- ・ 企業の立場からは、JICA の模倣品対策にも関係する法制度整備や税関技術協力などの事業を初めて知った。現地の拠点の担当者も研修やセミナーに参画させてもらったり、現地で事業を担当している JICA 担当者との関係構築できる機会があると大変ありがたい。

(ASEAN における情報共有のあり方について)

[共有すべき情報]

- ・ 情報にもレベルがあり、企業に近い情報や、JETRO でも本部で取れる情報から出先で取れる情報まで多様なものがある。一度スクリーニングするステップが必要ではないか。
- ・ 企業で実務をしていた頃は必要な情報は、JETRO や JICA、CIPIC、法律事務所などの様々な主体がウェブ上で公開している情報を中心に検索して入手していた。ネット上で検索して得られる情報はレベルがまちまちであることと、特定組織の会員のみ公開された情報でアクセスできないことがあり苦労もした。「一定レベルの情報について、どこに何があるか」という情報を取りまとめることが大事ではないか。仲間内だけの非公表の情報についても、公共性のある情報については共有できると望ましい。
- ・ 研究会やセミナーで企業が発表されている対策に関する情報も大変有用なものが多いが、「クローズドの研究会ならまだしも、オープンにはしたくない」という意向も強いようだ。共有できるものはぜひとも公開してもらえるとよい。
- ・ ネットサーフィンで得られる情報は、正確性や鮮度といった点が課題。検索では古い情報も出てきてしまう。実際に情報共有を運用するときには、間違った情報や古い情報をどのようにふるい落とすのか、誰の名前で検証するかが重要な課題。
- ・ 情報を利用する企業の立場からは、情報の最新性と関係情報の見つけやすさが重要。
- ・ 本日の発表で JICA 事業を初めて知ったが、こういった模倣品対策にも関連する情報は企業からはなかなかアプローチができない。
- ・ 情報提供の大前提として、企業が求めている情報を提供することが重要である。ニーズの把握はヒアリングなどにより取り組みたい。

[情報共有のために用いる手段]

- ・ 必ずしも 1 つの方法に閉じず、マルチに考えてはどうか。
- ・ 各々の組織の役割分担の中で例えば、JICA や JETRO、CIPIC、法律事務所も情報収集や発信

を独自にやっているの、これらを緩やかにリンクさせる、緩やかな協力体制があると良い。一元化するのがベストだが、労力が尋常ではないと考えられる。

- ・ 情報発信の統合化・一元化は現実的ではない。低予算でできる方法としては、ポータルサイトを作り、既存の関係者のサイトにリンクを貼るのが良いのではないか。

[情報共有のとりまとめ主体]

- ・ 経済産業省でとりまとめてもらうというのは容易ではないから、官ではない何らかの組織でやるのがリーズナブルではないか。
- ・ 主体としては経済産業省などは現実的ではない。強制加入が前提の団体ではやれないものを有志の集まりでやるように、緩やかな結合体を作れるとやれるのではないか。管理にはマンパワーが必要であろうから、会員が低廉な会費を負担するなどして継続的に回し続けることができる仕組みとすべき。

[情報収集の方法]

- ・ 調査事業で ASEAN 各国の法律事務所に対して情報提供をお願いすると、「日本の企業が読み手である」ということで非常に熱心に対応してくれた。これは、重要なクライアントとなると考えられる日本企業・関係機関への営業活動の一環と受け止めてくれたということもあったようである。あまり商業色が強くなるとは弊害もあるかもしれないが、このような情報提供者にポータルサイトへの投稿を募ることも手ではないか。一定の最新情報を、費用をあまりかけずにやるという意味では良い。また相手国政府の広報担当者などからも同様に情報提供をしてもらえないのではないか。
- ・ 現地の法律事務所などに、営業も兼ねて定期的に法律改正や運用変更、ユニークな事例等について適時で情報を送ってもらいたいと依頼すれば対応してくれるのではないか。情報提供者の事務所名など入れてよいとすればインセンティブとなる。

プレゼンテーションで示された ASEAN 各国の模倣品被害・知財制度の課題など

	模倣品被害の状況や課題	提案
ASEAN 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則が軽い。 ・政府機関の知財意識が低く、また、予算が少ない。 ・一般市民の知財意識が低い。 ・国境での差止が機能していない。税関のチェックスキルが低い。 ・現地の情報がとりにくい。 ・インターネットの模倣品販売の対策が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重罰化の要求 ・日本政府からの専門家派遣や予算的援助など ・啓発活動の実施 ・税関での継続的な監視の要求 ・意見交換会やセミナーの実施 ・IPSの管理義務の法律化など ・市場管理者の監督義務の創設による知財保護環境の整備
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・処罰が低く、再犯が多い。 ・中国国境から陸路で模倣品が入る。 ・税関登録制度はあるが、スキルが低い。税関のチェックスキルの向上や中越国境の取締強化が必要。 ・自主摘発や展示会での知財ブースの設置など政府機関の知財意識は向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利者の連絡先等のデータベースの設置 ・処罰の重罰化 ・模倣品取締りのキャンペーンを実施、取締り機関の査定向上になるようにする。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品販売が露店など小規模化している。 ・DGIPRIは職務に対し積極的と評価できる。 ・税関差止の実施細則がない。 ・税関登録制度がない。 ・処罰が低い ・知財摘発に関する予算確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関差止の実施細則の早期施行についての政府間での働きかけや専門家派遣による技術協力を行うとよいのではないかな。 ・DGIPRIによる取締りのルートの確立が有用。 ・処罰の重罰化 ・権利者の連絡先などのデータベースの設置
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランドバスケット制度が機能している。 ・税関登録制度がなく、また、税関に模倣品差止権限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関差止の整備。税関に知財対策部門を設立した後は、真贋判定セミナーによるスキル向上が必要。 ・処罰の重罰化 ・MDTCCなどによる知財啓発活動が必要。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・税関登録制度がある。 ・代理人費用が高い。 ・裁判が遅い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関にIPOからの出向者を置いたり、IPOによる摘発ができる環境にするとよいのではないかな。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の販売業者が多い。 ・罰金が安い。 ・税関登録制度があり、担当官のレベルも評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処罰の重罰化 ・税関との交流の場の設置 ・権利者の連絡先などのデータベースの設置

プレゼンテーションで示された ASEAN 主要国における知的財産分野の技術協力の状況

	これまでの主な技術協力内容	実施中のプロジェクト
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次経済社会開発5カ年計画の中で知財保護強化を重点政策の一つに位置づけていたことから、DIPの工業所有権情報管理能力向上のため、工業所有権センター設立を支援(95年～2000年) ・DIPにおける全般的な政策アドバイス等の技術指導を実施(95年～02年まで3期にわたり実施) ・裁判官知的財産権研修(03年) 	
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権庁の効率的特許事務処理のためシステム整備などを内容とする工業所有権近代化プロジェクト(99年～03年)およびフォローアッププロジェクト(04年～07年)を実施。 ※07年以降は協力事業が行われていないが、申請増加の傾向も見られ、協力は一定の効果を上げている。 	
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・出願対応および関係機関からの照会対応のためのシステム構築などを内容とする工業所有権業務近代化プロジェクト(2000年～04年) ・審査で用いる先行文献や知的財産権情報の電子化・IPDLでの提供を内容とする知的財産権情報活用プロジェクト(05年～09年) ・知的財産権執行官等研修(08年～09年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締担当官の能力不足等による執行面が不十分との認識から、NOIPの研修能力向上や関係機関との連携強化等を目的とするベトナム知的財産保護および執行強化プロジェクト(12年～15年)を実施中。 ※日本政府も特許庁、関税局、模対室が参画。 ※ベトナムは円借款の条件として知財保護強化を設定。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアでは、90年代よりEUの協力枠組みで特許・商標出願事務処理自動システムを導入していたが、更なる業務の効率化等を目的として知的財産権行政IT化計画調査を実施(02年～05年)。 ・知識指向型経済促進政策の下、第9次国歌開発計画などで知的財産保護を掲げたことを背景に、知的財産権公社の審査官人材育成を図るプロジェクトを実施(07年～10年) ※マレーシアでは、新技術分野の特許審査官の育成など、他のASEAN諸国よりレベルが高い協力が行われている。 	
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による工業所有権行政の支援(95年～05年に3期にわたり実施) ・知財侵害品の水際取締に関する専門家派遣(04年) ・TRIPS履行義務を受けて世界銀行による支援で知財権の出願審査登録の事務処理システムを開発していたが、知的財産権行政IT化計画調査により情報公開システムの開発などを実施(05年～07年) ・工業所有権行政改善(05年～10年2段階のフェーズにより実施)として関係機関の連携強化・能力向上を目的とした研修などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア知的財産保護強化プロジェクト(11年～15年)において、DGIPRの審査能力向上、裁判所や関税総局、警察等のエンフォースメント関連機関の機能向上などを図る。 ※日本政府も特許庁、関税局、法務省が参画。
ミャンマー		<ul style="list-style-type: none"> ・知財庁設立支援調査(13年～14年)として、知財庁設立に向け、ダイアログを通じた日本の知見をインプット。

6. 第6回研究会議事要旨

日時：平成26年3月11日（火）13時00分～14時00分

場所：経済産業省 第1特別会議室

【議事要旨】

（「1. 検討の背景・目的」、「2. 新興国対策の基本的な視点」について）

- ・冒頭などに中国対策と今回の議論との関係など触れてはどうか。
- ・一気通貫は知財の取得から権利行使まで縦の話だが、地域的な、横の一気通貫も必要。模倣品は主に中国で製造され、それが世界的に拡散して被害を発生させているので、たとえば中国対策と連携や整合をとるなどといったこともどこかに記載すべきではないか。
- ・たとえば、ミャンマーへ輸送機器の模倣品が陸路で流れているなども多くみられ、流入国での被害をなくすための中国サイドでの対策というアプローチも重要。

（「3. 具体的な活動に向けた示唆」について）

- ・いろいろな会社・権利者の方が対象となる地域での模倣品・海賊版の問題に直面しているが、対策しようとしたときに、中国と違ってほとんど情報が無く、どのように初動の対応を取ったら良いのかが分からなくてお蔵入りしてしまっているケースが少なくない。報告書でも、日本国内において推進すべき事項として、情報収集・共有サイクルの構築が挙げられているが、このような観点からも、非常に重要。
- ・自らの取組みについて、何をどういう角度で取り組んでいるのかを“見える化”してシェアすることが重要と改めて認識した。それにより、他団体の取組とコラボレーションすることも可能となるのではないか。
- ・外国政府にエンフォースメント強化を要請すると、とかく、外資系企業のみにもメリットを与えるもので、自国企業にメリットが無いのではないかという反応になりがち。「投資促進や国内企業の技術革新に資する」という説明だけでは納得してもらえないところがあり、具体的にどのようにエンフォースメント強化が新興国に利益をもたらすのかという実証的な説明も必要。
- ・中国は世界模倣品対策会議など国際的な場に積極的に出ていき、自らの模倣品対策活動をアピールしている。中国が熱心に取り組んでいるのは事実だが、未だ模倣品が減らない現状があり、中国のPRだけに終わらないように、被害を受けている日本も積極的にそのような場に出て継続してその点を表明していくべき。
- ・日本の模倣品対策はレベルが高い。模倣品大国といわれていた日本が、国内・輸出の両面でデザイン法などの法規制強化や団体による自主規制など模倣品対策をしっかりとってきたという歴史がある。このような日本の経験もこのような場を利用してインプットするなど、海外に広く知らしめるべき。
- ・日本の取組みの紹介は、「相手国との関係に関する事項」にも記述するとよい。日本は上から目線でものを言っているだけではなく、実際には苦勞して模倣品問題を解決してきたということも伝えていくことが必要。これが、相手国にとって説得力を増すことにつながるのではないか。

- ・アメリカ産業界の団体である US Chamber of Commerce は日本の IIPPF と連携して共同宣言を公表するなど連携してきた。欧米の産業界と比較すると、アメリカの事業者は中南米に強く、ヨーロッパの事業者等はアフリカ、ロシア、中東、日本は ASEAN が強いとそれぞれ強みに特色があり、情報交換は非常に有意義である。これら欧米と連携を取りながら新興国対応を進めていくことが有効ではないかという点も追記してはどうか。
- ・同様に、前述の国際的なフォーラムにおけるプレゼンス発揮や連携などを追記してはどうか。欧米との連携や国際的なフォーラムに関する論点は、相手国との関係に関する事項、日本国内において推進すべき事項とは別に記述を設けると整理が明確でよいのではないか。

(「4. 検討対象国」について)

- ・「4. 検討対象国・地域別の当面の重点と課題」で ASEAN、インド、中東とに分けて書いてあるが、ある国の内容が他の国にも当てはまるものもある。
- ・すべての国・地域に関する対策を一度に実施することは容易ではないので、優先順位をつけることが可能であれば記述するのもよいのではないか。これまでのビジネス活動量や関心度の高さなどを考慮すると ASEAN の優先度が高いと考えられる。
- ・リソースが無尽蔵ではないことからすれば、対策にはある程度優先度に違いを設けるのがよいと認識。模倣品被害から考えると中国対策が第一であろうし、中国製品の流入や第二の中国化の懸念から ASEAN が高いであろうが、優先順位はあるものの、必ずしもそれに拘束されずに、並行して、必要な対策をやれるところから着手するなど臨機応変に実行すればよいのではないか。
- ・遵法意識の観点からは、インドや中東はヨーロッパ流の法律を守るという意識が強いようにみられる。一方で、ASEAN は残念ながら遵法マインドは弱いようであるので、しっかり仕掛けをしていかなければならない。
- ・ASEAN は華僑が非常に多いこともありつながりが強い。中国からの部品を輸入して組み立てることも多くみられ、優先順位としてはまず ASEAN というのが現状ではないか。
- ・弁護士・弁理士に対しても、ASEAN の相談が増えている。具体的にはタイ、インドネシア、ベトナムなどの国での相談が多い。その意味ではまず ASEAN がターゲットになるのではないか。インドは問題意識も高く法律事務所もたくさんあるが、法律事務所の広告や Web サイトも禁止されているため、日本国内の権利者に知られていないことも多く、これらに関する分かりやすい情報を提供できれば、対策が円滑に進むのではないか。優先順位についてはこの順序でよいと考える。
- ・“政府、JICA、JETRO 等の支援機関の各種施策の相互連携”に関して、現地では物理的にも近いので相互にやっていることが分かりやすく良いが、東京ではお互いに何をしているのかが見えず、問題だと考えている。相互連携のベストプラクティスを現地で作り上げ、それを日本国内とも共有し、広げていくようなことができないか。
- ・現地と国内でとれる対策は異なると思われる。現地における連携が重要である。模倣品被害は現地で起こるし、模倣品を何とかしたいと痛烈に感じる人も現地にいる。
- ・日本と現地の情報格差もまちまちであり、日本でハンドリングするのか、現地でハンドリングするのかといった体制などは国ごとに考えていくことが重要であろう。

(その他の指摘)

- ・ 地方を含めた中小企業の海外進出支援をさせてもらっている立場から申し上げますと、中小企業としては一気通貫対応と情報格差がポイントになるのではないかと。一気通貫対応に関しては、権利取得時に支援を行う弁理士・弁護士に対しても、今回の報告書の情報を共有していただくことが重要ではないかと。
- ・ 中小企業の出願業務に携わっているが、中小企業は、海外進出の際に自社ブランド・製品を守るべく出願を企画するものの、出願や権利行使にお金がかかり、さらにはエンフォースメントも実効性に疑問が残るといったことから進出が円滑に進まないということもある。権利行使をスムーズにできるような体制が整うと日本企業の外国での出願も上がり、安心して進出できるのではないかと。
- ・ 権利行使もそうであるが、中国では模倣品事業者などが権利取得して逆提訴することもあるので予防のために出願しておきなさい、という指摘をしているのが現状。
- ・ 企業と政府の連携推進や役割の明確化については、お互いが問題意識を共有して、一堂に会して具体的に行動し問題解決を図っていくものとして国際知的財産保護フォーラムという場がある。これまで、中国対策を中心として取組が進められており、今後新興国対策の重要性も向上する中で、さらなる官民一体となった取組が必要。
- ・ 但し、ひとくくりに「企業」という見方をすることは難しい。模倣品対策を自分でやっている企業はある。一例として、南米などの模倣品対策情報の収集は特定の大企業が実施することもある。一社が集めた情報を経済産業省・JETRO が現地で共有できる場が国際知的財産保護フォーラムということになるが、企業間で格差は未だ大きいのが現実である。